

# 陳情文書表

令和2年第3回神奈川県議会定例会

令和2年12月7日

|   |                                   |       |           |
|---|-----------------------------------|-------|-----------|
| 陳情番号  | 58                                | 付議年月日 | 2. 11. 27 |
| 件名  | 急傾斜地崩壊危険地域における崩落防止工事についての陳情       |       |           |
| 付議委員会   | 陳情者                               |       |           |
| 建設・企業常任委員会  | *陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。 |       |           |
| <p>1 陳情の要旨</p> <p>急傾斜地崩壊危険地域において、明らかにいつ崖崩れが起きてもおかしくない（緊急性がある）場合は、それがたとえ民有地であろうと、県はその所有者に対して防止工事を速やかにするように働きかけが出来るようにしてもらいたい。</p> <p>① 人命保護を第一とし『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』等の法律の民有地への拡大解釈かつ柔軟な適応をお願い致します。</p> <p>② 金銭的に防止工事を行えない所有者に対しての何らかの優遇措置の創設などをお願い致します。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>崖の所有者が崩落防止工事の依頼を無視し続けた<sup>ため</sup>、今にも崖が崩れそうな状態になってしまいました。土木事務所に相談に行きましたが、このような状態でも民有地の場合は何の権限もないと言われ、何にもしてもらえませんでした。</p> <p>案の定、半分程度が崩れてしまいました。しかしこの状態でも、所有者が崩落防止工事をしてくれないため、再度土木事務所に行き所有者に対して指導等をお願いしました。しかし、またしても担当者は民有地の場合は、よほど大きな造営物でも造った場合を除き何の権限もないので何もできないといい、またもや何もしてくれませんでした。</p> <p>このような状態では、いつまた崖が崩れるかわからず、不安と緊張の連続という生活を強いられています。とても安心して日々を送ることができない状態です。</p> <p>また、つい最近逗子市でマンション管理の怠慢などから、やはり崖が崩れ女子高校生が死亡した事件がありました。このようなことを二度と起こさない為にも、よろしく願いする次第です。</p> |                                   |       |           |

|   |                                   |       |             |
|---|-----------------------------------|-------|-------------|
| 陳情番号  | 59                                | 付議年月日 | 2 . 1 2 . 2 |
| 件名  | 重度訪問介護を実施する事業所の拡充を求める陳情           |       |             |
| 付議委員会   | 陳 情 者                             |       |             |
| 厚生常任委員会   | *陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。 |       |             |
| <p>陳情の趣旨</p> <p>重度訪問介護は、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に必要なサービスです。</p> <p>県内には1200から1300余の重度訪問介護の指定事業所がありますが、重度訪問介護を実施する事業所は少数に限られています。このため、実際にサービスを受けている障害者はごく一部にとどまっています。</p> <p>重度訪問介護の利用を希望していても、利用できていない重度障害者は、居宅介護と市町村事業の移動支援を組み合わせることで日常生活の支援を受けざるを得ません。このため、「常時の見守りや緊急時の対応をしてもらえない」「院内介助が受けられない」「団体活動中の支援が認められない」など、重度訪問介護でしか受けられない支援が利用できないといった問題が生じています。</p> <p>県は、当事者からの訴えや問い合わせなどから重度訪問介護を実施する事業所が少ないことを認識しており、事業者に対して居宅介護と同時に重度訪問介護の指定を受けるよう、また、可能な限り利用者のニーズに応えるよう指導しています。</p> <p>しかし、重度訪問介護の実施事業所が少ないこと背景には、国の実施事業である重度訪問介護の報酬単価が居宅介護の報酬単価と比べて極端に安く、重度訪問介護の従事者の待遇が劣弱しているところにあります。それに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が介護従事者の人材不足に拍車をかけています。</p> <p>私たちは、希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所の拡充を切に求めます。</p> <p>そのためには、神奈川県が引き続き、重度訪問介護の報酬単価を引き上げて介護従事者の待遇改善を図るよう国に働きかけると同時に、県としても加算制度を創設するなどの施策を講じることが必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所を増やしてください。そのために、報酬単価の引き上げと介護従事者の待遇改善を国に求めると同時に、県として加算制度の創設などの施策を講じてください。</p> |                                   |       |             |

|  |                                       |       |             |
|--|---------------------------------------|-------|-------------|
| 陳情番号   | 60                                    | 付議年月日 | 2 . 1 2 . 3 |
| 件名   | 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める国への意見書提出についての陳情 |       |             |
| 付議委員会  | 陳情者                                   |       |             |
| 厚生常任委員会  | *陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。     |       |             |
| <p><b>【陳情要旨】</b></p> <p>国に対し、「後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること」との意見書を提出すること。</p> <p><b>【陳情理由】</b></p> <p>昨年12月19日、政府の「全世代型社会保障検討会議」が、「中間報告」をまとめました。その中で、75歳以上の高齢者医療の負担について「負担能力に応じたものへと改革していく」とし、「一定所得以上」の人は「医療費の窓口負担割合を2割」とすること。「団塊の世代」が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう法制上の措置を講ずるとしています。年内にも、最終報告をまとめる予定です。また、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でも、医療費の窓口負担割合の2割化についての検討をすすめ、年内にも取りまとめると報道されています。</p> <p>こうした負担増の検討の進行に対して、8月6日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会が政府に提出した「後期高齢者医療制度に関する要望書」では、後期高齢者医療制度の「財政負担のあり方を検討するに当たっては、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、高齢者だけが負担増とならないよう、十分な対策を講じること」とし、「後期高齢者の窓口負担については、高齢者が必要な医療を確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等考慮し慎重かつ十分な議論を重ねること」と表明しています。</p> <p>老人クラブや医療関係団体から負担増についての検討中止を求める意見が相次いで出されています。神奈川県では、「75歳以上の医療費2割化反対署名」に一昨年から取り組み、県内の老人クラブなどの協力もいただき、約9万筆が集約されています。</p> <p>神奈川県の後期高齢者は54.9%が所得なしで、所得100万円未満は71.9%と厳しい生活を強いられています(2018年度)。75歳以上の受診回数は、75歳未満と比べて外来で2.4倍、入院で6.2倍となっています。医療費の窓口負担の引き上げが行われれば、医療受診抑制が強まり、高齢者の命をも脅かすこととなります。</p> <p>神奈川県議会として、後期高齢者の暮らしと健康、命を守るために、国に対し、後期高齢者の医療費窓口負担の現状を維持するよう意見書を提出していただきたく、陳情します。</p> |                                       |       |             |

|  |                                   |       |          |
|--|-----------------------------------|-------|----------|
| 陳情番号   | 61-1                              | 付議年月日 | 2. 12. 3 |
| 件名   | ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情             |       |          |
| 付議委員会  | 陳情者                               |       |          |
| 厚生常任委員会  | *陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。 |       |          |
| <p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年におおば支援学校が開校しました。2021年には小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。</p> <p>2020年に答申された「神奈川の特設支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめで指摘されているように、特設支援学校における医療的ケアの対応では「指導体制の調整に苦慮」しており、安全安心の教育環境整備が不可欠です。また、横浜市川崎市地区などの生徒数増加見込みが指摘されており、既存校を感染予防の観点からも適正な規模とするために、早期の特設支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特設支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特設支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしており、そのあり方について検討が求められています。また、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室においても、特設支援教育の教育課程にふさわしい教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>障害福祉事業所は、今回のコロナ禍の中で、学校が休校となる中、感染へのリスクを負いながら、障害児者を受け入れ、地域生活を支えてきました。閉所、利用者制限、過密による指導員不足など、様々な厳しい経営を強いられてきており、経営を支える財政出動が緊急に求められています。私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童生徒数の地域的な増加傾向により、過密化している特設支援学校について、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、適切な学習空間を確保することを前提とした、適正な在籍数となるよう、特設支援学校の整備・新設をしてください。</li> <li>2 県立高校内特設支援学校分教室（20分教室）、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・整備や教職員体制を確保してください。</li> <li>3 すべての小中高校・特設支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安全安心に学校生活を送り、学習できる教育環境を保障するため、施設を整備し、医療専門職の配置を充実させてください。</li> <li>4 <u>学校休校が続いた中、子どもたちの学校生活に代わる地域生活を支えてきた放課後等デイサービスや、障害者支援施設日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</u></li> </ol> |                                   |       |          |

|   |                                   |       |          |
|---|-----------------------------------|-------|----------|
| 陳情番号  | 61-2                              | 付議年月日 | 2. 12. 3 |
| 件名  | ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情             |       |          |
| 付議委員会   | 陳情者                               |       |          |
| 文教常任委員会   | *陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。 |       |          |
| <p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年におおば支援学校が開校しました。2021年には小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。</p> <p>2020年に答申された「神奈川の特設支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめで指摘されているように、特設支援学校における医療的ケアの対応では「指導体制の調整に苦慮」しており、安全安心の教育環境整備が不可欠です。また、横浜市川崎市地区などの生徒数増加見込みが指摘されており、既存校を感染予防の観点からも適正な規模とするために、早期の特設支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特設支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特設支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしており、そのあり方について検討が求められています。また、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室においても、特設支援教育の教育課程にふさわしい教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>障害福祉事業所は、今回のコロナ禍の中で、学校が休校となる中、感染へのリスクを負いながら、障害児者を受け入れ、地域生活を支えてきました。閉所、利用者制限、過密による指導員不足など、様々な厳しい経営を強いられてきており、経営を支える財政出動が緊急に求められています。私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 <u>児童生徒数の地域的な増加傾向により、過密化している特設支援学校について、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、適切な学習空間を確保することを前提とした、適正な在籍数となるよう、特設支援学校の整備・新設をしてください。</u></p> <p>2 <u>県立高校内特設支援学校分教室（20分教室）、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・整備や教職員体制を確保してください。</u></p> <p>3 <u>すべての小中高校・特設支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安全安心に学校生活を送り、学習できる教育環境を保障するため、施設を整備し、医療専門職の配置を充実させてください。</u></p> <p>4 学校休校が続いた中、子どもたちの学校生活に代わる地域生活を支えてきた放課後等デイサービスや、障害者支援施設日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</p> |                                   |       |          |

|  |                                   |       |          |
|--|-----------------------------------|-------|----------|
| 陳情番号   | 62-1                              | 付議年月日 | 2. 12. 3 |
| 件名   | コロナ対策やジェンダー視点に配慮した防災に関する陳情        |       |          |
| 付議委員会  | 陳情者                               |       |          |
| 防災警察常任委員会  | *陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。 |       |          |
| <p>&lt;陳情趣旨&gt;</p> <p>日頃より県民生活向上のためにご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>全国各地で地震・水害などの災害が後を絶ちません。コロナ感染が広がるなか、私たちは、県民が安心して生活し、災害に対する備えを十分行い、県民の安全を確保するための防災・避難計画は待ったなしの最重要課題ではないかと考えます。避難所での生理用品の備蓄などジェンダー視点やコロナ対策に配慮した防災計画について県が主体となって市町村を指導するよう下記のことを陳情します。</p> <p>&lt;陳情項目&gt;</p> <p><u>1 避難場所では男性の目を避ける場所の確保や性犯罪防止に向けた巡回など女性に配慮した取り組みを計画してください。</u></p> <p><u>2 コロナ感染拡大の危険性が深刻化しているいま、避難場所の衛生状態や健康状態を把握できるようなマニュアルにするよう市町村に働きかけてください。</u></p> <p><u>3 各避難場所は、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、コロナ感染者などに配慮をお願いします。</u></p> <p><u>4 コロナ対策として消毒液・マスクの確保・体温計・ソーシャルディスタンスの確保など十分配慮してください。避難場所が不足する場合には宿泊施設などの活用についても準備をすすめてください。段ボールベッドの確保など備蓄をすすめてください。避難所でコロナ感染者が出た場合は速やかに病院・宿泊施設などへの隔離を徹底してください。体調不良者の個室を確保してください。</u></p> <p><u>5 避難場所となる市町村立小中学校の体育館のエアコンを設置するよう市町村に働きかけるとともに県立学校についてもエアコンの設置を進めてください。</u></p> |                                   |       |          |

|   |                                   |       |          |
|---|-----------------------------------|-------|----------|
| 陳情番号  | 62-2                              | 付議年月日 | 2. 12. 3 |
| 件名  | コロナ対策やジェンダー視点に配慮した防災に関する陳情        |       |          |
| 付議委員会   | 陳情者                               |       |          |
| 文教常任委員会   | *陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。 |       |          |
| <p>&lt;陳情趣旨&gt;</p> <p>日頃より県民生活向上のためにご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>全国各地で地震・水害などの災害が後を絶ちません。コロナ感染が広がるなか、私たちは、県民が安心して生活し、災害に対する備えを十分行い、県民の安全を確保するための防災・避難計画は待ったなしの最重要課題ではないかと考えます。避難所での生理用品の備蓄などジェンダー視点やコロナ対策に配慮した防災計画について県が主体となって市町村を指導するよう下記のことを陳情します。</p> <p>&lt;陳情項目&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難場所では男性の目を避ける場所の確保や性犯罪防止に向けた巡回など女性に配慮した取り組みを計画してください。</li> <li>2 コロナ感染拡大の危険性が深刻化しているいま、避難場所の衛生状態や健康状態を把握できるようなマニュアルにするよう市町村に働きかけてください。</li> <li>3 各避難場所は、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、コロナ感染者などに配慮をお願いします。</li> <li>4 コロナ対策として消毒液・マスクの確保・体温計・ソーシャルディスタンスの確保など十分配慮してください。避難場所が不足する場合には宿泊施設などの活用についても準備をすすめてください。段ボールベッドの確保など備蓄をすすめてください。避難所でコロナ感染者が出た場合は速やかに病院・宿泊施設などへの隔離を徹底してください。体調不良者の個室を確保してください。</li> <li>5 避難場所となる市町村立小中学校の体育館のエアコンを設置するよう市町村に働きかけるとともに<u>県立学校についてもエアコンの設置を進めてください。</u></li> </ol> |                                   |       |          |